

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学特任教員就業規則

令和6年3月27日

沖芸大規則第8号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 人事（第6条・第7条）
- 第3章 給与（第8条・第9条）
- 第4章 勤務時間、休日及び休暇等（第10条）
- 第5章 その他（第11条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下、「法人」という。）に勤務する特任教員の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規則において「特任教員」とは、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号。以下、「職員就業規則」という。）第2条第3項第3号の規定に基づき、次に掲げる教育研究業務に従事するために法人に雇用される者をいう。

- (1) 国等の競争的資金制度による研究費を得て実施する業務に従事するため常時勤務する者
- (2) 共同研究、受託研究又は受託事業に係る業務に従事するため常時勤務する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究上特に必要な業務に従事する者として理事長が認めるもの

### （特任教員の職名）

第3条 特任教員の職名は、従事する職務とその複雑、困難及び責任の度等に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教とする。

### （法令との関係）

第4条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

### （規則の遵守）

第5条 法人及び特任教員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

## 第2章 人事

### （採用）

第6条 特任教員の採用は、予算の範囲内で選考により行うものとし、沖縄県立芸術大学教員選考規程（令和3年沖芸大規程第76号）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要に応じて特例を設けることができる。  
（任期）

第7条 特任教員の任期は、原則として採用の日から3年以内（理事長が本学の事業等の遂行上必要があると認める場合は、理事長が必要と認める期間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が事業等の遂行上特に必要があると認める場合は特任教員を再任することができるものとする。ただし、継続する任期の通算は5年を限度とする。

3 前項の規定による再任については、法人の業務の必要性、予算の状況、その者の勤務成績及び心身の状態等を判断して行う。

4 前2項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合を除き、特任教員の年齢が70歳に達する日の属する年度の末日を超えての採用又は再任は行わない。

### 第3章 給与

（給与）

第8条 特任教員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（退職手当）

第9条 特任教員には、退職手当を支給しない。

### 第4章 勤務時間、休日及び休暇等

（勤務時間等）

第10条 特任教員の勤務時間、休日及び休暇等については、理事長が別に定める場合を除き、職員就業規則第2条第1項に規定する教員の例による。

### 第5章 その他

（就業規則の準用）

第11条 職員就業規則のうち第6条から第9条まで、第12条から第19条まで、第22条から第26条まで、第29条から第37条まで、第39条から53条までの規定は、特任教員に準用する。

附 則（令和6年3月27日理事長決裁）

（施行期日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。